

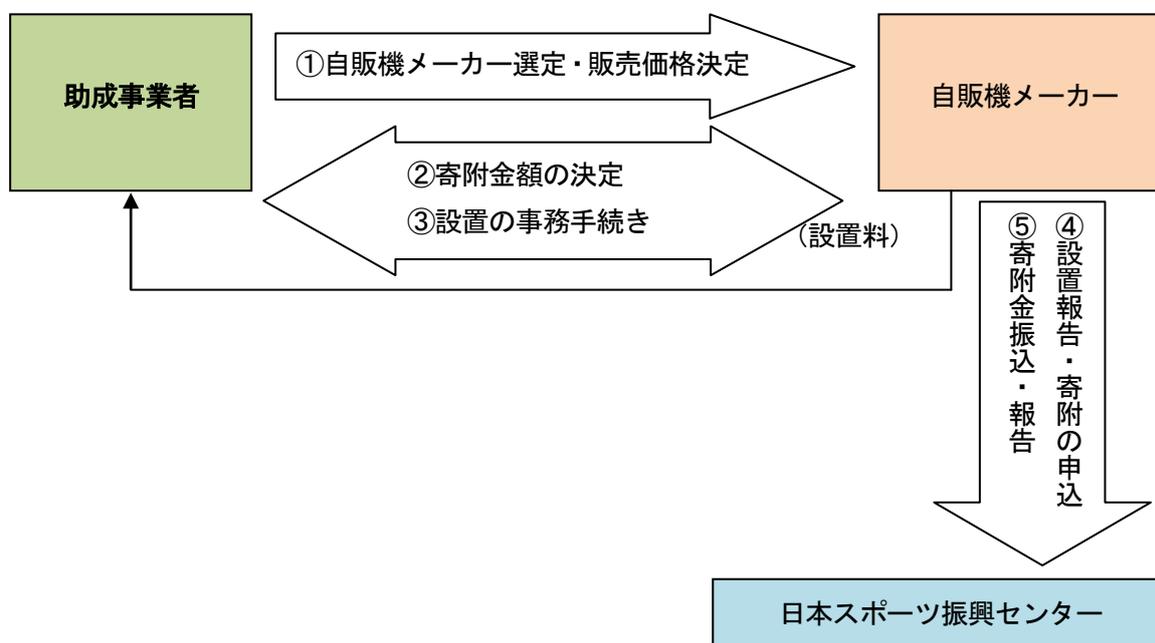
# スポーツ振興基金における自動販売機寄附金の概要について

## 1 設置趣旨

現在、日本スポーツ振興センターでは、全国の国立大学法人様、地方公共団体様及びスポーツ団体様を中心に、設置いただいた寄附金付自動販売機における販売手数料の一部をスポーツ振興基金助成の財源としてご寄附いただいております。

スポーツ振興基金助成は、スポーツ振興くじ助成とともに、我が国のスポーツの振興のため当センターが行っている事業で、近年の低金利時代において、寄附金付自動販売機からのご寄附は、助成のための貴重な財源としてスポーツ振興に役立てています。

## 2 寄附金付き自動販売機の設置から寄附金納付までのフロー



- ① 助成事業者と自販機メーカー間で、販売価格・設置場所、設置料等の詳細を決定
- ② 助成事業者と自販機メーカー間で、販売手数料からスポーツ振興基金に寄附する金額を決定
- ③ 助成事業者と自販機メーカー間で、自販機設置の事務手続き
- ④ 自販機メーカーからセンターへ設置の報告、寄附の申込書提出
- ⑤ 寄附金は、自販機メーカーからセンターの指定口座へ振り込み

### <その他>

- 寄附金付き自動販売機には、「スポーツ振興基金シンボルマーク」のステッカーを貼付  
(ステッカーには、売上の一部がスポーツ振興基金に寄附されることを明記)
- 1缶あたりの寄附金額は、概ね、10%程度。販売金額等の条件により異なる
- 寄附金付き自販機設置機関に、センターから礼状を発送